

達第5号

旭区役所課長等専決規程（平成24年達第37号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月27日

大阪市長 横山英幸

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、市長、区長及び保健福祉センター所長の権限に属する事務のうち旭区役所（以下「区役所」という。）の課長等（課長、<u>保健福祉センター所長</u>、<u>担当課長</u>及び区会計管理者をいう。以下同じ。）及び課長代理等（課長代理及び担当課長代理をいう。以下同じ。）が専決することができる事項を定めるものとする。</p> <p>(共通専決事項)</p> <p>第2条 区役所の<u>課長及び担当課長</u>の専決事項は、次条以下の規定によるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>[(1)~(12) 略]</p> <p>(福祉課長専決事項)</p> <p>第8条 福祉課長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律</u>（昭和39年法律第134号）の規定による</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、市長、区長及び保健福祉センター所長の権限に属する事務のうち旭区役所（以下「区役所」という。）の課長等（課長、<u>保健福祉センター所長</u>及び区会計管理者をいう。以下同じ。）及び課長代理等（課長代理及び担当課長代理をいう。以下同じ。）が専決することができる事項を定めるものとする。</p> <p>(共通専決事項)</p> <p>第2条 区役所の<u>課長</u>の専決事項は、次条以下の規定によるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>[(1)~(12) 同左]</p> <p>(福祉課長専決事項)</p> <p>第8条 [同左]</p> <p>[新設]</p>

<p>手当（特別児童扶養手当を除く。）の支給及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第13条の事務に関すること</p> <p><u>(2)</u>～<u>(8)</u> [略]</p> <p><u>(9)</u> 養護者による障害者虐待の防止、相談及び調査に関すること</p> <p><u>(10)</u>～<u>(12)</u> [略]</p> <p>(保健子育て課長専決事項)</p> <p>第9条 保健子育て課長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>[(1) 略]</p> <p>[削る]</p> <p><u>(2)</u>～<u>(7)</u> [略]</p>	<p><u>(1)</u>～<u>(7)</u> [同左]</p> <p>[新設]</p> <p><u>(8)</u>～<u>(10)</u> [同左]</p> <p>(保健子育て課長専決事項)</p> <p>第9条 [同左]</p> <p>[(1) 同左]</p> <p><u>(2)</u> 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定による手当（特別児童扶養手当を除く。）の支給及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第13条の事務に関すること</p> <p><u>(3)</u>～<u>(8)</u> [同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この改正規程は、令和8年4月1日から施行する。

(旭区役所総務課)